

令和 6 年 3 月 3 1 日

○条例

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

小田原市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○規則

組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則

小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会規則

小田原市職員の在宅勤務等手当に関する規則

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正

する規則

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則及び小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

小田原市第1号介護予防支援事業の実施に関する規則及び小田原市一般介護予防事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

小田原市子どものための教育・保育給付認定及び保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する規則

小田原市消防吏員の階級、服制等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市長の附属機関として小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会を設置するため改正する。

[内 容]

市長の附属機関として次の委員会を設置することとする。（別表関係）

| 名 称 | 設 置 目 的 | 委員の数 |
|---|--|-------|
| 小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会 | 小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。 | 10人以内 |

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 1 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市健康増進計画推進委員会の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|--|-------|
| 小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会 | 小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。 | 10人以内 |
|---|--|-------|

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、自己の住居等において一定期間以上勤務する職員に対し在宅勤務等手当を支給するため改正する。

[内 容]

1 小田原市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第1条関係）

(1) 在宅勤務等手当の新設（第2条、第10条の2及び第26条関係）

規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて在宅等による勤務を命ぜられた職員に対し、在宅勤務等手当として月額3,000円を支給することとする。

(2) パートタイム会計年度任用職員の在宅勤務等の報酬に係る特例（第30条関係）

在宅等による勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対しては、在宅勤務等手当の例による額を報酬として支給することとする。

2 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（改正条例第2条関係）

企業管理規程で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて在宅等による勤務を命ぜられた病院事業企業職員に対し、在宅勤務等手当を支給することとする。（第2条、第7条の2及び第25条関係）

[適 用]

令和6年4月1日

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 2 号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 小田原市職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 1 0 条第 3 項第 2 号中「、支給単位期間」を「支給単位期間」に改め、「定める職員」の次に「並びに次条第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員」を加える。

第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

(在宅勤務等手当)

第 1 0 条の 2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について 1 箇月当たり平均 1 0 日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3, 0 0 0 円とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 2 6 条第 1 項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 3 0 条の見出しを「（パートタイム会計年度任用職員の報酬に係る特例）」に改め、同条第 1 項中「が特殊勤務」を「が在宅勤務等、特殊勤務」に改め、「それぞれ」の次に「在宅勤務等手当、」を加える。

(小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和2年小田原市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第7条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして規程で定める場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、規程で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。

第25条第2項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

第9期おだわら高齢者福祉介護計画の計画期間となる令和6年度から令和8年度までの期間に係る第1号被保険者の保険料率を定めるため改正する。

[内 容]

1 令和6年度から令和8年度までの期間に係る保険料率（第5条関係）

令和6年度から令和8年度までの期間に係る第1号被保険者の保険料率を次のように定めることとする。

| 所得段階区分 | | 保険料率(年額) |
|--------|--|---------------------------------|
| 第1段階 | 老齢福祉年金受給者である市町村民税世帯非課税者、生活保護法の被保護者並びに市町村民税世帯非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が80万円以下の者 | 32,700円 (減額賦課により 20,480円) |
| 第2段階 | 市町村民税世帯非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が120万円以下の者 | 49,230円 (減額賦課により 34,860円) |
| 第3段階 | 市町村民税世帯非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が120万円を超える者 | 49,590円 (減額賦課により 49,230円) |
| 第4段階 | 市町村民税非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が80万円以下の者 | 64,690円 |
| 第5段階 | 市町村民税非課税者で前年の公的年金等の収入金額及びその他の所得額の合計額が80万円を超える者 | 71,880円 |
| 第6段階 | 合計所得金額が120万円未満の者 | 86,250円 |
| 第7段階 | 合計所得金額が210万円未満の者 | 93,440円 |
| 第8段階 | 合計所得金額が320万円未満の者 | 107,820円 |
| 第9段階 | 合計所得金額が420万円未満の者 | 122,190円 |
| 第10段階 | 合計所得金額が520万円未満の者 | 136,570円 |

| | | |
|--------|-------------------------|----------|
| 第1 1段階 | 合計所得金額が620万円未満の者 | 150,940円 |
| 第1 2段階 | 合計所得金額が720万円未満の者 | 165,320円 |
| 第1 3段階 | 合計所得金額が800万円未満の者 | 172,510円 |
| 第1 4段階 | 合計所得金額が1,000万円未満の者 | 179,700円 |
| 第1 5段階 | 第1段階～第1 4段階のいずれにも該当しない者 | 186,880円 |

2 その他

1による保険料率の設定に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

[適用]

令和6年度から令和8年度までの各年度分の保険料について適用

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 31 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 13 号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例（平成 12 年小田原市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「3 万 3 6 0 円」を「3 万 2, 7 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「4 万 4, 3 2 0 円」を「4 万 9, 2 3 0 円」に改め、同項第 3 号中「4 万 5, 5 4 0 円」を「4 万 9, 5 9 0 円」に改め、同項第 4 号中「5 万 4, 6 4 0 円」を「6 万 4, 6 9 0 円」に改め、同項第 5 号中「6 万 7 2 0 円」を「7 万 1, 8 8 0 円」に改め、同項第 6 号中「7 万 2, 8 6 0 円」を「8 万 6, 2 5 0 円」に改め、同号イ中「又は第 1 2 号イ」を「、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ又は第 1 4 号イ」に改め、同項第 7 号中「7 万 8, 9 3 0 円」を「9 万 3, 4 4 0 円」に改め、同号ア中「2 0 0 万円」を「2 1 0 万円」に改め、同号イ中「又は第 1 2 号イ」を「、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ又は第 1 4 号イ」に改め、同項第 8 号中「9 万 1, 0 8 0 円」を「1 0 万 7, 8 2 0 円」に改め、同号ア中「3 0 0 万円」を「3 2 0 万円」に改め、同号イ中「又は第 1 2 号イ」を「、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ又は第 1 4 号イ」に改め、同項第 9 号中「1 0 万 3, 2 2 0 円」を「1 2 万 2, 1 9 0 円」に改め、同号ア中「4 0 0 万円」を「4 2 0 万円」に改め、同号イ中「又は第 1 2 号イ」を「、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ又は第 1 4 号イ」に改め、同項第 1 3 号中「1 2 万 7, 5 1 0 円」を「1 8 万 6, 8 8 0 円」に改め、同号を同項第 1 5 号とし、同項第 1 2 号中「1 2 万 1, 4 4 0 円」を「1 7 万 9, 7 0 0 円」に改め、同号を同項第 1 4 号とし、同項第 1 1 号中「1 1 万 5, 3 6 0 円」を「1 7 万 2, 5 1 0 円」に改め、同号を同項第 1 3 号とし、同項第 1 0 号中「1 0 万 9, 2 9 0 円」を「1 5 万 9 4 0 円」に改め、同号ア中「6 0 0 万円」を「6 2 0 万円」に改め、同号イ中「又は第 1 2 号イ」を「、第 1 3 号イ又は第 1 4 号

イ」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 16万5,320円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第5条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 13万6,570円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第5条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万8,210円」を「2万480円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「2万9,140円」を「3万4,860円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「4万2,500円」を「4万9,230円」に改める。

第7条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第12号まで」を「第14号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第5条及び第7条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

[改正理由]

子どもの医療費助成制度の対象年齢を18歳までに拡大するため改正する。

[内 容]

1 題名の変更（題名関係）

題名を次のように変更することとする。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------------|---------------|
| 小田原市子ども医療費助成条例 | 小田原市小児医療費助成条例 |

2 医療費助成の対象範囲の拡大（第2条関係）

医療費の助成の対象となる子どもの範囲を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（現行は、原則中学校の課程等を修了した月の末日までの間にある者）に拡大することとする。

3 対象範囲の拡大に伴う規定の整備（第1条～第6条関係）

2による医療費助成の対象範囲の拡大に伴い、助成対象の呼称を小児から子どもに変更するほか、所要の規定の整備を行うこととする。

4 小田原市個人番号の利用に関する条例の一部改正（改正条例附則第3項関係）

1による小田原市小児医療費助成条例の題名の変更に伴い、同条例の題名を引用する規定を整備することとする。（別表第1及び別表第2関係）

[適 用]

令和6年10月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 4 号

小田原市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

小田原市小児医療費助成条例（平成 2 9 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市子ども医療費助成条例

第 1 条中「小児に係る」及び「小児の」を「子どもの」に改める。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

この条例において「子ども」とは、1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。

第 2 条第 2 項を削り、同条第 3 項各号中「小児」を「子ども」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「小児」を「子ども」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 3 条第 1 項中「小児であって前条第 5 項第 1 号」を「子どもであって前条第 4 項第 1 号」に改め、「保護者」の次に「（これに準ずるものとして市長が認める者を含む。）」を加え、同条第 2 項中「小児」を「子ども」に改める。

第 4 条第 1 項中「対象者の監護する小児」を「子ども」に改め、「（小児のうち児童等以外の者（以下「継続入院小児」という。）にあつては、入院に係る医療費に限る。）」を削る。

第 5 条中「（継続入院小児を監護する者を除く。）」を削る。

第 6 条第 1 項中「その監護する小児」を「子ども」に改め、同条第 3 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条から第6条までの規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(小田原市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

- 3 小田原市個人番号の利用に関する条例（平成27年小田原市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項及び別表第2の1の項中「小田原市小児医療費助成条例」を「小田原市子ども医療費助成条例」に改める。

小田原市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立病院における看護体制の充実を図る観点から看護師等奨学金の額等の見直しを行うため改正する。

[内 容]

1 奨学金の額の変更（第4条関係）

奨学金の月額を次のように変更することとする。

| 区 分 | 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------------|-------|-------|
| 看護師の養成施設に在学する者 | 6 万 円 | 5 万 円 |
| 助産師の養成施設に在学する者 | | 8 万 円 |

2 奨学金の返還免除に係る要件の変更（第10条関係）

市立病院における勤務の期間に応じた段階的な奨学金の免除制度の必要性を踏まえ、奨学金の全部又は一部の免除に係る期間の要件を、事業管理者が別に定める期間（現行は、奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間）とすることとする。

[適 用]

令和6年度以後に奨学生に決定される者に係る奨学金について適用

小田原市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 5 号

小田原市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

小田原市看護師等奨学金貸付条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額」を「月額 6 万円」に改め、同条各号を削る。

第 1 0 条第 2 号中「奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間」を「事業管理者が別に定める期間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条及び第 1 0 条第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後に小田原市看護師等奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）に決定される者に係る奨学金の貸付けについて適用し、同日前に奨学生に決定された者に係る奨学金の貸付けについては、なお従前の例による。

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国民健康保険法施行令が一部改正され、所得の少ない世帯に対する保険料の軽減措置が拡大されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるとともに、退職者医療制度の廃止に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 保険料の軽減対象の拡大（第19条の2関係）

保険料の基礎賦課額（被保険者均等割及び世帯別平等割）の軽減対象世帯の基準について、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずる金額を次のように引き上げることとする。

| 区 分 | 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------|-----------|-----------|
| 5割軽減の対象となる世帯 | 29万5,000円 | 29万円 |
| 2割軽減の対象となる世帯 | 54万5,000円 | 53万5,000円 |

2 退職者医療制度の廃止に伴う規定の整備（第1条の3、第10条の2～第12条、第14条～第15条の5の4、第15条の5の6～第15条の6、第18条及び第19条の2～第19条の2の3関係）

国民健康保険法が一部改正され、退職者医療制度が廃止されることに伴い、これに応じた規定の削除その他の規定の整備を行うこととする。

3 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和6年度以後の年度分の保険料について適用

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 31 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 16 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 34 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第 1 条の 3」を「・第 1 条の 2」に改める。

第 1 条の 3 を削る。

第 2 条中「法」を「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）」に改める。

第 10 条の 2 の見出しを「（基礎賦課総額）」に改め、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、「、第 19 条の 2 の 2 及び第 19 条の 2 の 3」を「から第 19 条の 2 の 3 まで」に改め、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、「神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第 10 条の 2 第 2 号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費

用に係るものに限る。）」を削る。

第11条の見出しを「（基礎賦課額）」に改め、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第12条の見出しを「（基礎賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の見出しを「（基礎賦課額の保険料率）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第3号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第4号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第15条から第15条の4の2までを次のように改める。

第15条から第15条の4の2まで 削除

第15条の5中「又は第15条」、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第15条の基礎賦課額との合算額をいう。第15条の12、第18条及び第19条の2において同じ。）」及び「又は令附則第4条第2項第6号」を削る。

第15条の5の2の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課総額）」に改め、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、「、第19条の2の2及び第19条の2の3」を「から第19条の2の3まで」に改め、同条第1号中「であって、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の5の3の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額）」に改め、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第15条の5の4の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の5の6の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）」に改め、

同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号、第3号及び第4号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の5の7から第15条の5の11までを次のように改める。

第15条の5の7から第15条の5の11まで 削除

第15条の5の12中「又は第15条の5の7」、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の5の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条の12、第18条及び第19条の2において同じ。）」及び「又は令附則第4条第3項第6号」を削る。

第15条の6第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の12を削る。

第18条第1項及び第2項中「、第15条、」を「若しくは」に改め、「若しくは第15条の5の7」を削る。

第19条の2第1項中「又は第15条」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第3項中「第11条又は第15条」を「第11条」に改め、「又は第15条の5の7」を削り、同条第4項中「又は第15条」を削る。

第19条の2の2第1項中「又は第15条の4」を削り、同条第3項中「又は第15条の4」、「又は第15条の5の10」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第15条の5の6第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第15条の4」を削り、同条第6項中「又は第15条の4」、「又は第15条の5の10」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第15条の5の6第2項」と」を削る。

第19条の2の3第1項中「又は第15条」を削り、同条第2項中「及び第3項」を削り、「前項に規定する額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改め、同条第3項中「第11条又は第15条」を「第11条」に改め、「又は第15条の5の7」及び「及び第3項」を削り、同条第4項中「第1項中」の次に「「出産被保険者をいう。以下」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、」を加え、「又は第15条」及び「及び第3項」を削り、同条第5項中「又は第15条」を削り、同条第6項中「及び第3項」を削り、

「前項に規定する額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改め、同条第7項中「第11条又は第15条」を「第11条」に改め、「又は第15条の5の7」及び「及び第3項」を削り、同条第8項中「第5項中」の次に「「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、」を加え、「又は第15条」及び「及び第3項」を削る。

19条の6第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合には、これを提示しなければ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（保険料の賦課額の端数処理）

第19条の7 この章の規定により算定を行った基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額又は介護納付金賦課額（これらの賦課額を第19条の2から第19条の2の3までの規定により減額したものを含む。）に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第5章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

小田原市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 7 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和 5 0 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項第 4 号中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号」に改め、同項第 5 号中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号」に改め、同項第 6 号を削り、同項第 7 号中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項中第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

附則第 7 項中「附則第 7 条第 1 7 項」を「附則第 7 条第 1 8 項」に改める。

附則第 1 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小田原市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「旧法」という。）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

6 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 1 8 号

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正
する条例

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例（平成 2 4 年小田原市
条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 7 条の
1 2 に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第 8 条第 2 3 項第 1 号に規定する
もの」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則

[制定理由]

組織機構の再編整備等に伴い、小田原市事務分掌に関する規則ほか6件の規則について所要の整備を行うため制定する。

[内 容]

1 小田原市事務分掌に関する規則の一部改正（整備規則第1条関係）

市長の事務部局の組織及び事務分掌を次のように変更することとする。

(1) 秘書室関係

寄附に伴う感謝状に関する事務を廃止することとする。

(2) 企画部関係

ア 課の新設

新たにコンプライアンス推進課を設置し、同課にコンプライアンス推進係を置くこととする。

イ 企画政策課関係

行政監察に関する事務をコンプライアンス推進課に移管することとする。

ウ コンプライアンス推進課関係

コンプライアンス推進課に次の事務を分掌させることとする。

(ア) 職員のコンプライアンスの推進に関すること。

(イ) 職員のハラスメント対策に関すること。

(ウ) 行政監察に関すること。

エ デジタルイノベーション課関係

新たに社会保障・税番号制度の推進に関する事務を分掌させることとする。

(3) 総務部関係

ア 財政課関係

地方譲与税、各種交付金等に係る事務分掌を整備することとする。

イ 市民税課関係

新たに森林環境税に関する事務を分掌させることに伴う所要の事務分掌の整備を行うこととする。

(4) 市民部関係

人権・男女共同参画課の事務分掌のうち売春防止法に定める婦人相談員に関

する事務を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく女性相談支援員に関する事務に変更することとする。

(5) 環境部関係

ア 環境保護課関係

一般廃棄物（し尿に限る。）の処理等に係る手数料の賦課及び徴収に関する事務を一般廃棄物の処理等に係る手数料の賦課及び徴収に関する事務に変更することとする。

イ 環境事業センター関係

一般廃棄物（し尿を除く。）の処理等に係る手数料の賦課及び徴収に関する事務を一般廃棄物（環境事業センターに排出者から直接持ち込まれるものに限る。）の処理等に係る手数料の賦課及び徴収に関する事務に変更することとする。

(6) 経済部関係

小田原城総合管理事務所の事務分掌のうち動物園及び遊園地の管理及び運営に関する事務を遊園地の管理及び運営に関する事務に変更することとする。

2 組織機構の再編整備等に伴う規定の整備

次に掲げる規則について、組織機構の変更等に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

- (1) 小田原市職員の退職管理に関する規則（整備規則第2条関係）
- (2) 小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（整備規則第3条関係）
- (3) 小田原市職員の管理職手当に関する規則（整備規則第4条関係）
- (4) 小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（整備規則第5条関係）
- (5) 小田原市財産規則（整備規則第6条関係）
- (6) 小田原市消防職員の職の設置等に関する規則（整備規則第7条関係）

[適用]

令和6年4月1日

組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 号

組織機構の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則

(小田原市事務分掌に関する規則の一部改正)

第1条 小田原市事務分掌に関する規則(昭和44年小田原市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中

「職員課 人事研修係 給与福利係」を

「職員課 人事研修係 給与福利係」に

コンプライアンス推進課 コンプライアンス推進係」

改める。

第3条秘書室の事務分掌(6)を削る。

第3条企画部企画政策課の事務分掌中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)から(15)までを1ずつ繰り上げる。

第3条企画部職員課の事務分掌の次に次の課名及び事務分掌を加える。

コンプライアンス推進課

(1) 職員のコンプライアンスの推進に関すること。

(2) 職員のハラスメント対策に関すること。

(3) 行政監察に関すること。

第3条企画部デジタルイノベーション課の事務分掌に次のように加える。

(7) 社会保障・税番号制度の推進に関すること。

第3条総務部財政課の事務分掌(5)中「株式等譲渡所得割交付金」の次に「、法人事業税交付金」を加え、「自動車取得税交付金」を「環境性能割交付金」に改める。

第3条総務部市民税課の事務分掌(2)中「及び県民税」を「、県民税及び森林環境税」に、「市県民税」を「市県民税等」に改め、同課の事務分掌(3)及び(4)中「市県民税」を「市県民税等」に改める。

第3条市民部人権・男女共同参画課の事務分掌(6)を次のように改める。

(6) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)

に基づく女性相談支援員に関すること。

第3条環境部環境保護課の事務分掌(16)中「(し尿に限る。)」を削る。

第3条環境部環境事業センターの事務分掌(3)中「し尿を除く。」を「環境事業センターに排出者から直接持ち込まれるものに限る。」に改める。

第3条経済部小田原城総合管理事務所の事務分掌(3)中「動物園及び」を削る。

(小田原市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第2条 小田原市職員の退職管理に関する規則(平成28年小田原市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第7号を次のように改める。

(7) 議会局長

(小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第3条 小田原市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和47年小田原市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表技能職員(丙)の項及び業務職員(丙)の項を削り、同表備考中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を削る。

別表第6の2の表中

| 技能職員 (丙) | 業務職員 (甲) | 業務職員 (乙) | 業務職員 (丙) |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 初任給 | 初任給 | 初任給 | 初任給 |
| 1級17号給 | 1級17号給 | 1級17号給 | — |
| 1級17号給 | 1級17号給 | 1級17号給 | — |
| 1級21号給 | 1級21号給 | 1級21号給 | — |
| 1級25号給 | 1級25号給 | 1級25号給 | 1級21号給 |
| 1級29号給 | 1級29号給 | 1級29号給 | 1級21号給 |
| 1級33号給 | 1級33号給 | 1級33号給 | 1級21号給 |
| 1級37号給 | 1級37号給 | 1級33号給 | 1級25号給 |
| 1級37号給 | 1級37号給 | 1級37号給 | 1級25号給 |
| 1級41号給 | 1級41号給 | 1級37号給 | 1級29号給 |
| 1級41号給 | 1級41号給 | 1級41号給 | 1級29号給 |
| 1級45号給 | 1級45号給 | 1級41号給 | 1級33号給 |
| 1級45号給 | 1級45号給 | 1級45号給 | 1級33号給 |
| 1級49号給 | 1級49号給 | 1級45号給 | 1級37号給 |
| 1級49号給 | 1級49号給 | 1級49号給 | 1級37号給 |
| 1級53号給 | 1級53号給 | 1級49号給 | 1級41号給 |
| 1級53号給 | 1級53号給 | 1級53号給 | 1級41号給 |
| 1級57号給 | 1級57号給 | 1級53号給 | 1級45号給 |
| 1級57号給 | 1級57号給 | 1級57号給 | 1級45号給 |
| 1級61号給 | 1級61号給 | 1級57号給 | 1級45号給 |

を

| 業務職員 (甲) | 業務職員 (乙) |
|-------------|-------------|
| 初任給 | 初任給 |
| 1 級17号給 | 1 級17号給 |
| 1 級17号給 | 1 級17号給 |
| 1 級21号給 | 1 級21号給 |
| 1 級25号給 | 1 級25号給 |
| 1 級29号給 | 1 級29号給 |
| 1 級33号給 | 1 級33号給 |
| 1 級37号給 | 1 級33号給 |
| 1 級37号給 | 1 級37号給 |
| 1 級41号給 | 1 級37号給 |
| 1 級41号給 | 1 級41号給 |
| 1 級45号給 | 1 級41号給 |
| 1 級45号給 | 1 級45号給 |
| 1 級49号給 | 1 級45号給 |
| 1 級49号給 | 1 級49号給 |
| 1 級53号給 | 1 級49号給 |
| 1 級53号給 | 1 級53号給 |
| 1 級57号給 | 1 級53号給 |
| 1 級57号給 | 1 級57号給 |
| 1 級61号給 | 1 級57号給 |

に改める。

(小田原市職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 小田原市職員の管理職手当に関する規則（昭和36年小田原市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表8級の項中「担当部長」を「担当部長 局長」に、「福祉事務所副所長」を「福祉事務所副所長 副局長」に改める。

(小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第5条 小田原市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年小田原市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、パートタイム会計年度任用職員にあつては、この限りでない。

別表第1一般職給料表（1）の項中「福祉事務所副所長」の次に「、副局長」を加える。

(小田原市財産規則の一部改正)

第6条 小田原市財産規則（昭和40年小田原市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「市議会事務局及び監査事務局」を「監査事務局及び議会局」に改める。

別表職員課の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------|--------------|
| コンプライアンス推進課 | コンプライアンス推進係長 |
|-------------|--------------|

別表市議会事務局議会総務課の項中「市議会事務局議会総務課」を「議会局議会総務課」に改める。

(小田原市消防職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第7条 小田原市消防職員の職の設置等に関する規則（昭和45年小田原市規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

| | | | |
|---|------|-------------|---|
| 課 | 副課長 | 消防司令又は事務職員 | を |
| 課 | 担当課長 | 消防司令長又は事務職員 | に |
| | 副課長 | 消防司令又は事務職員 | |
| | 専門監 | | |
| | 担当監 | 消防司令補又は事務職員 | |

改める。

別表第5(1)消防本部の表課長の項の次に次のように加える。

| | |
|------|--|
| 担当課長 | <ol style="list-style-type: none">1 消防長及び副消防長の職務を補佐すること。2 消防長及び副消防長の指示する特定事項の推進及び調整に関すること。3 特定事項に係る職員の指揮監督に関すること。4 特定事項に係る業務の改善に関すること。5 特定事項を円滑に展開するための環境形成に関すること。6 特定事項に係る職員の能力育成及び啓発に関すること。 |
|------|--|

別表第5(1)消防本部の表副課長の項の次に次のように加える。

| | |
|-----|--|
| 専門監 | <ol style="list-style-type: none"> 1 課長の特定職務を補佐すること。 2 課長の指示する特定事項の調査及び研究に関すること。 3 担当業務の改善に関すること。 4 業務を円滑に展開するための環境形成に関すること。 |
| 担当監 | <ol style="list-style-type: none"> 1 上司の特定職務を補佐すること。 2 上司の指示する特定事項の調査及び研究に関すること。 3 担当業務の改善に関すること。 4 業務を円滑に展開するための環境形成に関すること。 |

別表第5(2)消防署の表中

| | | |
|------|---------------------------------|---|
| 副課長 | 消防本部において用いる職名について定める職務内容と同様とする。 | を |
| 係長 | | |
| 主査 | | |
| 主任 | | |
| 業務主任 | | |

| | | |
|------|---|---|
| 担当課長 | <ol style="list-style-type: none"> 1 消防署長の職務を補佐すること。 2 消防署長の指示する特定事項の推進及び調整に関すること。 3 特定事項に係る職員の指揮監督に関すること。 4 特定事項に係る業務の改善に関すること。 5 特定事項を円滑に展開するための環境形成に関すること。 6 特定事項に係る職員の能力育成及び啓発に関すること。 | に |
| 副課長 | 消防本部において用いる職名について定める職務内容と同様とする。 | |
| 専門監 | | |
| 担当監 | | |
| 係長 | | |
| 主査 | | |
| 主任 | | |

業務主任

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会規則

[制定理由]

小田原市附属機関設置条例に基づく小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 所掌事務（第2条関係）

委員会は、小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申することとする。

2 委員（第3条関係）

委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命することとし、その任期は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときまでとすることとする。

(1) 学識経験者

(2) 市の職員

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員長（第4条関係）

委員会に委員長を置き、委員の互選により定めることとするほか、委員長の権限について定めることとする。

4 会議（第5条関係）

委員会の会議は、委員長が招集し、委員の2分の1以上の出席により成立することとする。また、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

5 関係者の出席（第6条関係）

委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとする。

6 除斥（第7条関係）

委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができないこととする。

7 秘密の保持（第8条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとする。

8 庶務（第9条関係）

委員会の事務は、福祉健康部健康づくり課において処理することとする。

[適用]

令和6年4月1日

小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 号

小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、小田原市保健センター及び小田原市生きがいふれあいセンターいそしぎ熱源等改修業務を行う事業者の選定に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市の職員
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

第7条 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定により委員長が議事に加わることができない場合には、その議事に限り、第4条第3項に規定する委員長があらかじめ指名する委員が、委員長の職務を行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、福祉健康部健康づくり課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

小田原市職員の在宅勤務等手当に関する規則

[制定理由]

在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 在宅勤務等の場所（第2条関係）

在宅勤務等ができる場所は、職員の住居のほか、次に掲げる場所とすることとする。

- (1) 職員の配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は2親等内の親族の住居
- (2) 公共施設等（任命権者が認める場所に限る。）
- (3) (1)及び(2)に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

2 正規の勤務時間から除かれる時間（第3条関係）

正規の勤務時間から除かれる時間は、次に掲げる時間とすることとする。

- (1) 時間外勤務代休時間又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始の休日に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (2) 休暇により勤務しない時間及び(1)の時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

3 1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数の算出に係る基礎期間（第4条関係）

1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間は、3箇月とすることとする。

4 確認（第5条関係）

在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、在宅勤務等手当を支給される職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認することとする。

5 支給日等（第6条関係）

在宅勤務等手当の支給日は、給料支給日とすることとするほか、支給時期の特例について定めることとする。

6 支給期間等（第7条関係）

職員が新たに在宅勤務等手当を支給される職員たる要件を具備すると認められ

た場合には、在宅勤務等手当を支給することとし、要件を欠くこととなった場合においては、その月以後、在宅勤務等手当を支給しないこととする。

7 小田原市職員の通勤手当に関する規則の一部改正（附則第2項関係）

(1) 在宅勤務等手当を支給される職員が通勤に交通機関等を利用する場合の運賃等相当額（第7条関係）

通勤のために交通機関等を利用することを常例とする職員が在宅勤務等手当の支給の対象となる場合の運賃等相当額は、1箇月当たりの平均通勤所要回数分の運賃等の額とすることとする。

(2) その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和6年4月1日

小田原市職員の在宅勤務等手当に関する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 3 号

小田原市職員の在宅勤務等手当に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市職員の給与に関する条例（昭和 3 7 年小田原市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 1 0 条の 2 の規定に基づき、在宅勤務等手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(在宅勤務等の場所)

第 2 条 条例第 1 0 条の 2 第 1 項の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

又は 2 親等内の親族の住居

(2) 公共施設その他これに類する場所であって任命権者が認めるもの

(3) 前 2 号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第 3 条 条例第 1 0 条の 2 第 1 項の規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 2 6 年小田原市条例第 1 7 7 号）第 8 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間又は国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日若しくは年末年始の休日に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

(2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(1 箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第 4 条 条例第 1 0 条の 2 第 1 項の規則で定める期間は、3 箇月とする。

(確認)

第 5 条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条

例第10条の2第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

- 2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（支給日等）

第6条 在宅勤務等手当は、その月分をその月の給料支給日に支給する。

- 2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。

（支給期間等）

第7条 職員が新たに条例第10条の2第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

（実施細目）

第8条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（小田原市職員の通勤手当に関する規則の一部改正）

- 2 小田原市職員の通勤手当に関する規則（昭和33年小田原市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「、平均1箇月当たりの通勤回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、「定める職員」の次に「及び在宅勤務等手当を支給される職員」を加え、同項第2号中「職員等」の次に「及び在宅勤務等手当を支給される職員」を加え、「平均1箇月当たりの通勤所要回数分」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第9条中「含む。）の」を「含む。次項において同じ。）の」に、「平均1月当た

りの通勤所要回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に、「とし、同号の規則で定める割合は、100分の50とする」を「とする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第10条第3項第2号の規則で定める割合は、100分の50とする。

第14条第1項第1号中「、平均1箇月当たりの通勤回数」を「1箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、「定める職員」の次に「及び在宅勤務等手当を支給される職員」を加える。

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う
所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴
う規定の整備（第 11 条関係）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項に移動が
生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

- 2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 4 号

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成 2 8 年小田原市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「第 7 7 条第 3 項」を「第 7 7 条第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市予防接種健康被害調査委員会の会議の開催状況を踏まえ、委員の任期の見直しを行う等のため改正する。

[内 容]

1 委員の任期の変更（第3条関係）

委員の任期を次のように変更することとする。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------------------|------------------------------|
| 委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日まで | 委員会に諮問された事項に関する調査審議が終了したときまで |

2 委員会の事務を処理する課の追加（第8条関係）

委員会の事務を処理する課として子ども若者部子ども若者支援課を加えることとする。

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 5 号

小田原市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

小田原市予防接種健康被害調査委員会規則（平成 2 5 年小田原市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 委員は、再任されることができる。

第 8 条中「福祉健康部健康づくり課」の次に「又は子ども若者部子ども若者支援課」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

特別な勤務形態の職員に係る年次休暇の使用単位時間の合理化を図る等のため改正する。

[内 容]

1 児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備（第8条の3関係）

児童福祉法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

2 特別な勤務形態の職員に係る年次休暇の使用単位時間の変更（第12条関係）

公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員が年次休暇を使用する場合であって特に必要があると認められるときは、15分を単位として年次休暇を使用することができることとする。

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 6 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年小田原市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「第 6 条の 2 の 2 第 4 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

第 1 2 条第 4 項に次の 1 号を加える。

(4) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員が年次休暇を使用しようとする場合であって、特に必要があると認められるとき。

第 1 2 条第 5 項中「1 時間」の次に「又は 1 5 分」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び小田原市消防団員等
公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

売春防止法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

売春防止法が一部改正され、同法による補導処分制度が廃止されることに伴い、次に掲げる規則について、所要の規定の整備を行うこととする。

- (1) 小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（第 1 2 条関係）
- (2) 小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則（第 7 条の 2 関係）

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 7 号

小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「、同法第 6 6 条」を「又は同法第 6 6 条」に改め、「又は売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 1 7 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

- (1) 小田原市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 3 年小田原市規則第 2 9 号）第 1 2 条第 2 号
- (2) 小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 4 4 年小田原市規則第 1 号）第 7 条の 2 第 2 号

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

[改正理由]

栄養士に厨房衣を貸与するため改正する。

[内 容]

栄養士（保健センター以外に勤務する職員に限る。）に厨房衣を貸与することとする。（別表関係）

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 8 号

小田原市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

小田原市職員被服等貸与規則（昭和 3 7 年小田原市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | | | | |
|---|-----|-----------|---|---|
| 5 | 栄養士 | 給食帽 | 1 | を |
| | | 診療衣（コート型） | 1 | |
| | | 白短靴 | 1 | |
| 5 | 栄養士 | 給食帽 | 1 | に |
| | | 診療衣（コート型） | 1 | |
| | | 厨房衣 | 1 | |
| | | 白短靴 | 1 | |

改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

通勤回数の少ないパートタイム会計年度任用職員に対し、自動車等による通勤に係る費用弁償を支給するため改正する。

[内 容]

1 通勤回数の少ないパートタイム会計年度任用職員に対する自動車等による通勤に係る費用弁償の支給（第13条関係）

1 箇月当たりの平均通勤所要回数が10回未満のパートタイム会計年度任用職員が自動車等による通勤をする場合には、所定の月額を21で除した額に当該平均通勤所要回数に乗じて得た額を費用弁償として支給することとする（現行は、0円）。

2 小田原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う規定の整備（第13条関係）

小田原市職員の給与に関する条例が一部改正され、在宅勤務等手当が新設されることに伴う所要の規定の整備を行うこととする。

[適 用]

令和6年4月1日

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 9 号

小田原市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 7 年小田原市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「、支給単位期間」を「支給単位期間」に改め、「定める職員」の次に「並びに次条第 1 項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員」を加え、「平均 1 月当たりの通勤所要回数」を「在宅勤務等手当の例により算定した額を報酬として支給される職員（1 箇月当たりの平均通勤所要回数が 1 0 回に満たない職員を除く。）にあってはその額からその額に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た額を減じた額、1 箇月当たりの平均通勤所要回数」に、「、0 円」を「当該規則で定める額を 2 1 で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）にその者の 1 箇月当たりの平均通勤所要回数に乗じて得た額」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市財務規則の一部を改正する規則

[改正理由]

地方自治法が一部改正され、公金事務の私人に対する委託制度が指定公金事務取扱者制度に変更されることに伴い、指定公金事務取扱者制度の導入に係る所要の整備を行う等のため改正する。

[内 容]

1 組織機構の変更に伴う規定の整備（第2条、第8条の2及び別表第1関係）

組織機構の変更に伴い、新設される課の予算主任を定める等の整備を行うこととする。

2 指定公金事務取扱者制度に関する事項

(1) 徴収又は収納の委託に係る指定の手続等（第56条関係）

市長は、歳入の徴収又は歳入等の収納に関する事務の委託を受けようとする者を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならないこととし、指定公金事務取扱者にその収納を委託することができる歳入等は、これまでの委託制度と同様とすることとする。

(2) 支出の委託に係る指定の手続（第93条関係）

市長は、歳出の支出に関する事務の委託を受けようとする者を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならないこととする。

(3) その他（第128条及び第134条関係）

地方自治法が一部改正され、指定公金事務取扱者に対する公金事務の状況の検査及び指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務が同法で定められることに伴い、これらに係る規定を廃止することとする。

3 地方自治法の一部改正に伴う規定の整備（第132条及び第133条関係）

地方自治法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 31 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 10 号

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和 39 年小田原市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「市議会事務局議会総務課長」を「議会局議会総務課長」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項中「市議会事務局及び監査事務局」を「監査事務局及び議会局」に改める。

第 56 条の見出しを「（指定公金事務取扱者に対する公金の徴収又は収納の委託）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

市長は、法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定（歳入の徴収又は歳入等（法第 231 条の 2 の 2 に規定する歳入等をいう。以下この条において同じ。）の収納に関する事務の委託を受けようとする者に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

第 56 条第 2 項中「歳入の徴収又は収納の事務の受託者は、その徴収し、又は収納した歳入」を「指定公金事務取扱者（歳入の徴収又は歳入等の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ。）は、その徴収した歳入又は収納した歳入等」に改め、「次項において同じ。」を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 指定公金事務取扱者にその収納を委託することができる歳入等は、令第 173 条の 2 第 1 項各号及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）第 1 条の規定による改正前の令第 158 条の 2 第 1 項各号に掲げるものとする。
第 56 条第 4 項中「収納の事務の受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 93 条の見出しを「（指定公金事務取扱者に対する公金の支出の委託）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

市長は、法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定（歳出の支出に関する事務の委託を受けようとする者に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ会計

管理者に協議しなければならない。

第93条第2項中「前項の規定により支出の事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者（支出に関する事務の委託を受けた者に限る。）」に改める。

第128条を次のように改める。

第128条 削除

第132条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

第133条第4項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第134条第4項を削る。

別表第1職員課の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------|--------------|
| コンプライアンス推進課 | コンプライアンス推進係長 |
|-------------|--------------|

別表第1市議会事務局議会総務課の項中「市議会事務局議会総務課」を「議会局議会総務課」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定の適用がある場合における公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託については、なお従前の例による。

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定され、市民税の個人の均等割と併せて森林環境税を賦課徴収することとされることに伴い、市民税の減免の計算を森林環境税の免除に合わせて行うことができるようにするため改正する。

[内 容]

市民税の減免の計算方法について、特別徴収又は随時課税分の場合にその年税額を4等分し、普通徴収の納期限を経過した税額相当分を差し引いた後の額を減額し、又は免除するこれまでの特例を廃止することとする。（第4条関係）

[適 用]

令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 1 号

小田原市市税条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市市税条例施行規則（昭和 5 0 年小田原市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「（特別徴収又は随時課税分にあつては、その年税額を 4 等分し、普通徴収の納期限を経過した税額相当分を差し引いた後の額とする。次号、第 3 号及び第 5 号において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

(第3条関係)

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 2 号

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例施行規則（令和 5 年小田原市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 1 0 5 条第 2 項、第 1 2 7 条第 2 項及び第 1 5 2 条第 2 項」を「第 1 0 5 条第 7 項、第 1 2 7 条第 7 項及び第 1 5 2 条第 6 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部
を改正する規則

[改正理由]

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。(第3条関係)

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 3 号

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等を定める条例施行規則（令和 5 年小田原市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 8 2 条第 2 項」を「第 8 2 条第 7 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

介護保険法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行う等のため改正する。

[内 容]

- 1 第1号事業に係る指定事業者の指定の手續等に係る規定の整備（旧第3条、第5条及び旧様式第1号～旧様式第4号関係）

介護保険法施行規則が一部改正され、第1号事業に係る指定事業者の指定の手續及びその申請書等の様式が同令で定められることに伴い、当該手續及び様式に係る規定を廃止することとする。

- 2 その他様式の廃止等（旧第8条、新第10条、旧第11条、別記様式及び旧様式第5号～旧様式第19号関係）

法令、条例及び規則の施行上必要な帳票等の様式は、第1号事業利用者負担額減額・免除認定証を除き、別に定めることとし、規則で定められている様式を廃止することとする。

[適 用]

令和6年4月1日

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 4 号

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則（平成 2 7 年小田原市規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 3 条の 2 を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（様式第 3 号）により」を「又は休止した第 1 号事業を再開したときは」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とし、第 1 0 条を第 9 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（帳票等の様式）

第 1 0 条 法令、条例及びこの規則の施行上必要な帳票等の様式は、第 1 号事業利用者負担額減額・免除認定証（別記様式）その他法令に定めがあるもののほか、別に定める。

第 1 1 条を削り、第 1 2 条を第 1 1 条とする。

様式第 1 号から様式第 1 0 号までを削る。

様式第 1 1 号中「第 1 1 条関係」を「第 1 0 条関係」に改め、同様式を別記様式とする。

様式第 1 2 号から様式第 1 9 号までを削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則及び小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

事業所の管理者による他の事業所、施設等の職務の兼務に係る要件を緩和する等のため改正する。

[内 容]

1 小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則の一部改正（改正規則第1条関係）

(1) 介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部改正に伴う規定の整備（第5条関係）

介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の告示番号が変更されることに伴い、当該告示を引用する規定を整備することとする。

(2) 基準緩和訪問型サービス事業所の管理者の兼務制限の廃止（第10条関係）

基準緩和訪問型サービス事業所の管理者は、管理上支障のない範囲で、当該事業所の同一敷地外における他の事業所、施設等の職務を兼務することができることとする（従来は、同一敷地内のものに限る。）。

(3) 介護保険法の一部改正に伴う規定の整備（第25条関係）

介護保険法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

2 小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部改正（改正規則第2条関係）

1と同様の規定の整備等の改正を行うこととする。

[適用]

令和6年4月1日

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則及び小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第15号

小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則及び小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

(小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則の一部改正)

第1条 小田原市第1号訪問事業の実施に関する規則(平成27年小田原市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第5条中「令和3年厚生労働省告示第71号」を「令和6年厚生労働省告示第84号」に改める。

第10条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第25条第1項中「第115条の47第4項」を「第115条の47第5項」に改める。

(小田原市第1号通所事業の実施に関する規則の一部改正)

第2条 小田原市第1号通所事業の実施に関する規則(平成27年小田原市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第5条中「令和3年厚生労働省告示第71号」を「令和6年厚生労働省告示第84号」に改める。

第10条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第25条第1項中「第115条の47第4項」を「第115条の47第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

小田原市第1号介護予防支援事業の実施に関する規則及び小田原市一般介護予防事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

介護保険法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

介護保険法の条項に移動が生ずることに伴い、次の規則について、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

- (1) 小田原市第1号介護予防支援事業の実施に関する規則（第3条関係）
- (2) 小田原市一般介護予防事業の実施に関する規則（第3条関係）

[適 用]

令和6年4月1日

小田原市第1号介護予防支援事業の実施に関する規則及び小田原市一般介護予防事業の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第16号

小田原市第1号介護予防支援事業の実施に関する規則及び小田原市一般介護
予防事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第115条の47第4項」を「第115条の47第5項」
に改める。

- (1) 小田原市第1号介護予防支援事業の実施に関する規則（平成27年小田原市規則第66号）第3条第1項
- (2) 小田原市一般介護予防事業の実施に関する規則（平成27年小田原市規則第67号）第3条第2項

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う
所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項に移動が生
ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

(第2条関係)

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 7 号

社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則の一部を改正する規則
社会福祉事務の権限を福祉事務所長に委任する規則（昭和 3 8 年小田原市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 0 号中「第 7 7 条第 3 項」を「第 7 7 条第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 住居確保給付金支給対象者証明書の交付要件の整備（第2条関係）

住居確保給付金支給対象者証明書は、受給対象者が住居を喪失している者である場合に交付するものであることを明記することとする。

2 給与等の収入額の報告に係る規定の整備（第4条関係）

生活困窮者住居確保給付金の受給者のうち就職しているものは、毎月、給与等の収入額を確認することができる書類を福祉事務所長に提出しなければならないこととする。

3 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 31 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 18 号

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法施行細則（平成 27 年小田原市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「適正と認められるとき」を「その給付の要件を満たすものであり、かつ、当該申請者が居住する住宅の所有権又は使用及び収益を目的とする権利を失った者であるとき」に改め、同条第 3 項中「で、住居を喪失しているもの」を削る。

第 4 条第 1 項中「第 12 条第 2 項」を「第 10 条第 5 号」に改め、同条第 2 項中「は、受給者及びその受給者と同一の世帯に属する者」を「又は省令第 3 条第 2 号に掲げる事由に該当することによる受給者は、当該受給者」に改める。

第 5 条の見出しを「（支給額等の変更）」に改め、同条第 1 項中「支給額の変更が生じる場合には」を「支給額等の変更を求めようとするときは」に改める。

第 6 条を削る。

第 7 条中「住居確保給付金の」を「生活困窮者住居確保給付金の」に、「様式第 12 号」を「様式第 8 号」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 項中「様式第 13 号」を「様式第 9 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 14 号」を「様式第 10 号」に改め、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

様式第 8 号から様式第 11 号までを削る。

様式第 12 号中「第 7 条関係」を「第 6 条関係」に改め、同様式を様式第 8 号とする。

様式第 13 号中「第 8 条関係」を「第 7 条関係」に改め、同様式を様式第 9 号とする。

様式第 14 号中「第 8 条関係」を「第 7 条関係」に改め、同様式を様式第 10 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市子どものための教育・保育給付認定及び保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

子ども・子育て支援法の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。（第3条関係）

[適 用]

公布の日

小田原市子どものための教育・保育給付認定及び保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 1 9 号

小田原市子どものための教育・保育給付認定及び保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

小田原市子どものための教育・保育給付認定及び保育の実施に関する規則（平成 2 7 年小田原市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。（第10条及び様式第5号関係）

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 0 号

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（平成 2 7 年小田原市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項及び様式第 5 号（裏）中「第 5 6 条第 7 項若しくは第 8 項又は法附則第 6 条第 7 項」を「第 5 6 条第 6 項若しくは第 7 項又は法附則第 6 条第 6 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市小児医療費助成条例の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 題名の変更（題名関係）

題名を次のように変更することとする。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------------|-------------------|
| 小田原市子ども医療費助成条例施行規則 | 小田原市小児医療費助成条例施行規則 |

2 医療費の助成対象の呼称の変更等に伴う規定の整備（第1条、第4条、第6条～第10条及び様式第1号～様式第7号関係）

医療費助成の対象の拡大により、助成対象の呼称が小児から子どもに、制度の名称が小児医療費助成から子ども医療費助成に変更されることに伴う所要の規定の整備を行うこととする。

3 医療証の有効期間に係る規定の整備（第5条関係）

医療費助成の対象年齢が18歳までに拡大されることに伴い、医療証の有効期間をこれに併せて変更することとする。

4 小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正（改正規則附則第3項関係）

小田原市小児医療費助成条例及びこの規則の題名の変更に伴う所要の規定の整備を行うほか、医療費助成の対象年齢の拡大に伴い、その医療証の更新の申請に係る事務における個人番号の利用について所要の整備を行うこととする。（第2条及び第6条関係）

5 その他の関係規則の整備（改正規則附則第4項～第6項関係）

助成制度の名称の変更等に伴い、次の規則について、所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 小田原市事務分掌に関する規則（第3条関係）

(2) 小田原市役所地域センター住民窓口及び窓口コーナー設置規則（第3条関係）

(3) 小田原市養育医療に関する規則（様式第4号関係）

[適用]

令和 6 年 10 月 1 日

小田原市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 1 号

小田原市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市小児医療費助成条例施行規則（平成29年小田原市規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市子ども医療費助成条例施行規則

第1条中「小田原市小児医療費助成条例」を「小田原市子ども医療費助成条例」に改める。

第4条第1項中「小田原市小児医療費助成医療証交付申請書」を「小田原市子ども医療費助成医療証交付申請書」に改め、同条第2項第1号中「その監護する小児」を「子ども」に、「第2条第5項第1号」を「第2条第4項第1号」に改め、同項第2号中「小児」を「子ども」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第3項中「小田原市小児医療費助成医療証不交付決定通知書」を「小田原市子ども医療費助成医療証不交付決定通知書」に改める。

第5条第1項第1号中「15歳」を「18歳」に、「小児」を「子ども」に、「14歳」を「17歳」に改め、同項第2号中「15歳」を「18歳」に、「小児」を「子ども」に改め、同項第3号を削る。

第6条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前項」に、「小田原市小児医療費助成受給資格喪失通知書」を「小田原市子ども医療費助成受給資格喪失通知書」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第1項中「小田原市小児医療費助成医療証再交付申請書」を「小田原市子ども医療費助成医療証再交付申請書」に改める。

第8条第1項中「小田原市小児医療助成費支給申請書」を「小田原市子ども医療助成費支給申請書」に改める。

第9条第1項中「小田原市小児医療費助成受給資格喪失・申請事項変更届」を「小田原市子ども医療費助成受給資格喪失・申請事項変更届」に改める。

第10条中「小田原市小児医療費助成受給資格喪失通知書」を「小田原市子ども医療費助成受給資格喪失通知書」に改める。

第11条中「小児」を「子ども」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第4条関係)

小田原市子ども医療費助成医療証交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

次のとおり申請します。

申請者

| | | | |
|-------------|--|------|--|
| フリガナ 氏 名 | | 生年月日 | |
| | | 個人番号 | |
| 住 所 | | | |
| 電話番号 | | 続 柄 | |

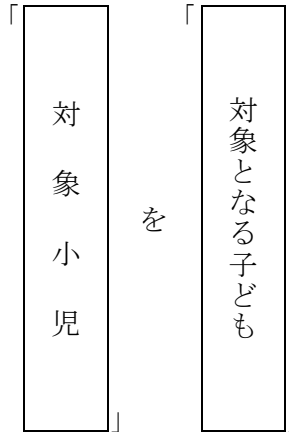
配偶者 (有・無)

| | | | |
|-------------|--|------|--|
| フリガナ 氏 名 | | 生年月日 | |
| | | 個人番号 | |
| 住 所 | | | |
| 電話番号 | | 続 柄 | |

対象となる子ども

| | | | |
|-----------------------------|--|------|--|
| フリガナ 氏 名 | | 生年月日 | |
| | | 個人番号 | |
| 住 所 | | | |
| 加入医療保険 | | 性 別 | |
| 他の医療 費助成制 度等の利 用状況 | | | |
| 申請理由 | | | |

様式第2号中「乳」を「子」に、



に、「小田原市小児医療

費助成条例」を「小田原市子ども医療費助成条例」に改める。

様式第3号中「小田原市小児医療費助成医療証不交付決定通知書」を「小田原市子ども医療費助成医療証不交付決定通知書」に改める。

様式第4号中「小田原市小児医療費助成受給資格喪失通知書」を「小田原市子ども医療費助成受給資格喪失通知書」に、「小田原市小児医療費助成条例」を「小田原市子ども医療費助成条例」に改める。

様式第5号中「小田原市小児医療費助成医療証再交付申請書」を「小田原市子ども医療費助成医療証再交付申請書」に、「となる小児」を「となる子ども」に改める。

様式第6号及び様式第7号を次のように改める。

様式第6号 (第8条関係)

小田原市子ども医療助成費支給申請書

| | | | | | | | | |
|---|-------|--|--|--|--|------|--|--|
| 受給者番号 | | | | | | | | |
| 対象となる子ども | 氏名 | | | | | 生年月日 | | |
| 申請に係る自己負担額 | | | | | | | | |
| <p>子ども医療助成費の支給を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>小田原市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> | | | | | | | | |
| 振込先 (申請者) | 金融機関名 | | | | | | | |
| | 支店名 | | | | | | | |
| | 支店コード | | | | | | | |
| | 預金種目 | | | | | | | |
| | 口座番号 | | | | | | | |
| | 口座名義 | | | | | | | |

様式第7号 (第9条関係)

小田原市子ども医療費助成受給資格喪失・申請事項変更届

| | | | | | | | |
|-----------------|---|---------------------------|--|--|--|--|-----------------------|
| 受給者番号 | | | | | | | |
| 対象となる子どもの氏名 | | | | | | | |
| 対象となる子どもの生年月日 | | | | | | | |
| 変更の場合 | 転居内 | 変更後の住所 | | | | | |
| | 氏名 | 変更前の氏名 | | | | | |
| | | 変更の理由 | | | | | |
| | 加入医療保険 | | | | | | |
| | 届出者の配偶者 | 婚姻等により追加 | フリガナ 氏名 生年月日 (子どもとの縁組 有 ・ 無) | | | | |
| | | 離婚、死亡等 | 氏名 | | | | |
| | その他の事項 | | | | | | |
| 資格喪失の場合 | 1 転出 (転出先住所) 2 他制度を利用 (生活保護 ・ ひとり親家庭等医療 ・ 重度障害者医療) 3 死亡 4 その他 () | | | | | | |
| 変更又は資格喪失の年月日 | | | | | | | |
| 上記のとおり子ども医療費助成の | | 申請事項に変更があった 受給資格がなくなった | | | | | ので届け出ます。 年 月 日 |
| 小田原市長 様 | | 届出者 住 所 氏 名 電話番号 | | | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式第2号による医療証であって、この規則の施行の際現に有効なものは、改正後の様式第2号による医療証とみなす。

(小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 小田原市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成28年小田原市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「小田原市小児医療費助成条例」を「小田原市子ども医療費助成条例」に改め、同条第3号中「小田原市小児医療費助成条例施行規則」を「小田原市子ども医療費助成条例施行規則」に改め、「又は同条第2項の医療証の有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務」を削る。

第6条第1号及び第2号中「小田原市小児医療費助成条例」を「小田原市子ども医療費助成条例」に改め、同条第3号中「小田原市小児医療費助成条例施行規則」を「小田原市子ども医療費助成条例施行規則」に改め、「又は同条第2項の医療証の有効期間の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務」を削り、同号ア中「小田原市小児医療費助成条例」を「小田原市子ども医療費助成条例」に改める。

(小田原市事務分掌に関する規則の一部改正)

- 4 小田原市事務分掌に関する規則（昭和44年小田原市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条子ども若者部子育て政策課の事務分掌(6)中「小児」を「子ども」に改める。

(小田原市役所地域センター住民窓口及び窓口コーナー設置規則の一部改正)

- 5 小田原市役所地域センター住民窓口及び窓口コーナー設置規則（昭和51年小田原市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第14号中「小児医療費助成」を「子ども医療費助成」に改める。

(小田原市養育医療に関する規則の一部改正)

- 6 小田原市養育医療に関する規則（平成25年小田原市規則第22号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「小児医療費助成制度等」を「子ども医療費助成制度等」に改める。

小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

一般廃棄物の処理手数料に係る収納の事務をコンビニエンスストアに委託することに伴う様式の整備を行うため改正する。

[内 容]

一般廃棄物の処理手数料に係る収納の事務をコンビニエンスストアに委託することに伴う一般廃棄物の処理手数料の納入通知書等及び督促状の様式の整備を行うこととする。（様式第6号及び様式第6号の3関係）

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 2 号

小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成 5 年小田原市規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 6 号その 1 及びその 2 を次のように改める。

様式第6号その1 (第15条関係) (光学的文字読取装置によるもの1)

㊤ 小田原市清掃手数料収入済通知書

| | | | | | | | |
|--------|--|------|--|------|--|------|---|
| 加入者名 | | 口座番号 | | 納入額 | | | 円 |
| 収入機関番号 | | 台帳番号 | | 確認番号 | | 納入区分 | |
| 納期限 | | 種別 | | | | | |

| | | | | |
|----------------------------|---|--------|---|-------|
| 延滞金額 | 円 | 合計金額 | 円 | 領収日付印 |
| 納入額 | 円 | 納入義務者名 | | |
| C V S 収 納 用 | | | | |

(小田原市/コンビニ本部控)

㊤ 小田原市
清掃手数料 納付書 (原符)

| | |
|--------|-------|
| 加入者名 | |
| 口座番号 | |
| 納期限 | |
| 納入額 | 円 |
| 延滞金額 | 円 |
| 合計金額 | 円 |
| 台帳番号 | |
| 納入義務者名 | |
| 備考 | 領収日付印 |
| | |

(金融機関/コンビニ店舗控)

㊤ 小田原市清掃手数料納入通知書兼領収書

| | | |
|----------|--------|--------|
| 年度 清掃手数料 | | |
| 月分 | 人員又は数量 | |
| | | 円 |
| | | 円 |
| 納入額計 | | 円 |
| | | 消費税額 円 |
| | | 延滞金額 円 |
| | | 合計金額 円 |

上記のとおり納入してください。

小田原市長

印

(納入者控)

方
様

| | |
|------|--|
| 加入者名 | |
| 口座番号 | |
| 台帳番号 | |
| 種別 | |
| 納期限 | |

作業場所

左記のとおり領収しました。

領収日付印

| |
|--|
| |
|--|

様式第6号その2 (第15条関係) (光学的文字読取装置によるもの2)

㊦ 小田原市清掃手数料収入済通知書

| | | | | | | | | |
|--------|--|------|--|------|--|------|--|---|
| 加入者名 | | 口座番号 | | 納入額 | | | | 円 |
| 収入機関番号 | | 台帳番号 | | 確認番号 | | 納入区分 | | |
| 納期限 | | 種別 | | | | | | |

| | | | | |
|----------------------------|---|--------|---|-------|
| 延滞金額 | 円 | 合計金額 | 円 | 領収日付印 |
| 納入額 | 円 | 納入義務者名 | | |
| C V S 収 納 用 | | | | |

(小田原市/コンビニ本部控)

㊦ 小田原市 清掃手数料 納付書 (原符)

| | |
|--------|-------|
| 加入者名 | |
| 口座番号 | |
| 納期限 | |
| 納入額 | 円 |
| 延滞金額 | 円 |
| 合計金額 | 円 |
| 台帳番号 | |
| 納入義務者名 | |
| 備考 | 領収日付印 |
| | |

(金融機関/コンビニ店舗控)

㊦ 小田原市清掃手数料納入通知書兼領収書

方
様

口座振替 不能のお知らせ

あなたにお申し込みいただいております清掃手数料の口座振替手続については、今回、引き落としができておりません。

つきましては、裏面納付場所にてお支払いください。

なお、延滞金が生ずる場合がありますので、詳しくは裏面担当課までお問い合わせください。

上記のとおり領収しました。

| | |
|-------|--|
| 領収日付印 | |
|-------|--|

(納入者控)

| | |
|------|-------|
| 年度 | 清掃手数料 |
| 台帳番号 | |
| 種別 | |
| 作業月 | |
| 納付額 | 円 |
| 消費税額 | 円 |
| 延滞金額 | 円 |
| 合計 | 円 |

上記のとおり納入してください。

小田原市長 印

様式第6号の3を次のように改める。

様式第6号の3 (第15条関係)

小田原市清掃手数料収入済通知書 (督促)

| 年度 | 月別 | 種別 |
|---------|----|----|
| 納 入 額 | | 円 |
| 延 滞 金 額 | | 円 |
| 合 計 | | 円 |

| | |
|---------|--|
| 納 期 限 | |
| 指 定 期 限 | |
| 台 帳 番 号 | |
| 納入義務者名 | |

CVS収納用

| |
|-------|
| 領収日付印 |
| |

(小田原市/コンビニ本部控)

小田原市清掃手数料
納付書 (原符)

| 年度 | 月別 | 種別 |
|-------------|----|----|
| 納 入 額 | | 円 |
| 延 滞 金 額 | | 円 |
| 合 計 | | 円 |
| 納 期 限 | | |
| 指 定 期 限 | | |
| 台 帳 番 号 | | |
| 納 入 義 務 者 名 | | |

| |
|-------|
| 領収日付印 |
| |

(金融機関/コンビニ店舗控)

小田原市清掃手数料
督促状 兼 領収証書

下記手数料については、指定された納期限
までに納付されておりません。
つきましては、本状を裏面納付場所に御持
参の上至急納付してください。

| 年度 | 月別 | 種別 |
|-------------|----|----|
| 納 入 額 | | 円 |
| 消 費 税 額 | | 円 |
| 延 滞 金 額 | | 円 |
| 合 計 | | 円 |
| 納 期 限 | | |
| 指 定 期 限 | | |
| 台 帳 番 号 | | |
| 納 入 義 務 者 名 | | |

※延滞金額は発付日現在で計算しています。
上記のとおり納付してください。

小田原市長 印

(既に納付されている方へ)
この督促状は 月 日までに市役
所に到着し処理されたものを確認したも
のです。既に納付されている場合は、行
き違いですので、御了承ください。

上記のとおり領収しました。

| |
|-------|
| 領収日付印 |
| |

(納付者控)

督促状について

1 延滞金

次の割合で計算した延滞金を合わせて納めていただきます。（算出された延滞金額が1,000円未満の場合は全額を、1,000円以上で100円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。）

- ・納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間

延滞金特例基準割合※に年1%を加算した割合（上限年7.3%）

- ・納期限の翌日から1か月经過後より納付日までの期間

延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限年14.6%）

※延滞金特例基準割合とは、財務大臣が告示する割合（各年の前年8月までの1年間の国内銀行の短期貸出約定平均金利の年平均）に年1%を加算した割合です。

2 不服の申立てについて

この督促に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この督促の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで督促の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

《お願い》

既に納付されている場合は、行き違いですので御了承ください。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

小田原市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

漁港漁場整備法の一部改正に伴う所要の整備を行う等のため改正する。

[内 容]

1 漁港漁場整備法の一部改正に伴う規定の整備（第8条関係）

漁港漁場整備法の題名が次のように改められることに伴い、同法の題名を引用する規定を整備することとする。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|------------------|---------|
| 漁港及び漁場の整備等に関する法律 | 漁港漁場整備法 |

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 3 号

小田原市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市漁港管理条例施行規則（昭和 4 0 年小田原市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 4 条各号」を「第 6 条各号」に改め、同条第 4 号中「医薬品」の次に「及び医薬部外品」を加える。

第 8 条中「条例第 1 2 条に規定する漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市高等学校等奨学金の受給資格を変更するため改正する。

[内 容]

小田原市高等学校等奨学金の受給資格のうち、学業成績等に関する要件を次のように変更することとする。（第2条及び様式第2号関係）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|------------------------|--------------------------|
| 学習意欲があり、学力の向上が期待できること。 | 品行方正であり、かつ、学業成績が優良であること。 |

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 4 号

小田原市高等学校等奨学金支給規則の一部を改正する規則

小田原市高等学校等奨学金支給規則（平成 2 3 年小田原市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

(4) 学習意欲があり、学力の向上が期待できること。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

| | |
|---|--|
| <p>推薦書</p> | |
| <p>年 月 日</p> | |
| <p>小田原市長 様</p> | |
| <p>学校長 印</p> | |
| <p>次の生徒は、学習意欲があり、学力の向上が期待できるので、奨学生に推薦します。</p> | |
| <p>住 所</p> | |
| <p>氏 名</p> | |
| <p>学校長の意見</p> | |
| <p>その他必要事項</p> | |

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

小田原市消防吏員の階級、服制等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

消防吏員の防火服装の見直しに伴う服制の変更を行う等のため改正する。

[内 容]

1 夏服及び上略衣の追加等（別表第1及び別表第9関係）

消防吏員の男子夏服及び女子夏服の上衣に長袖を追加することとするほか、執務服及び救助服の上略衣に係る形状を定めることとする。

2 防火服装の変更等（別表第3関係）

消防吏員の防火服装について、防火保安帽、防火フード、しころ及び防火衣等の仕様を整備することとする。

3 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市消防吏員の階級、服制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 5 号

小田原市消防吏員の階級、服制等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市消防吏員の階級、服制等に関する規則（昭和39年小田原市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表上衣の項中「半袖」の次に「及び長袖」を加える。

別表第3防火保安帽の項を次のように改める。

| | | |
|-------|-------|---|
| 防火保安帽 | 色及び地質 | 黄色の軽量強化プラスチック製。ただし、消防長が指定する指揮者の場合には色を変えることができる。 |
| | 製式 | かぶと型とし、内部に頭部を保護する緩衝装置を付ける。前後部にひさしを付け、顎ひもは、合成繊維とし、調整金具付きとする。 |
| | き章 | 特殊樹脂製消防章を前面中央に付ける。 |
| | 周章 | 帽の腰周りに赤色反射線1条を付ける。 |
| | 標識 | 帽の両側面に小田原市消防本部名を横書き黒色で表示する。後面には、階級を示す標識を付ける。 |

別表第3防火保安帽の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------|-------|---------------|
| 防火フード | 色及び地質 | 紺系色の耐熱性防水布の織物 |
|-------|-------|---------------|

別表第3しころの項及び防火衣の項を次のように改める。

| | | | |
|-----|-------|---|--|
| しころ | 色及び地質 | 紺系色又は赤色の耐熱性防水布の織物 | |
| | 製式 | 取付け金具により帽に付着させるものとし、前面は、両眼で視認できる部分を除き、閉じることができるものとする。 | |
| | 標識 | 後面に所属を示す標識を付ける。 | |
| 防火衣 | 上衣 | 色及び地質 | 金色及び紺系色の耐熱性防水布の織物 |
| | | 製式 | 一枚襟バンド付とする。內衣を設け、肩部に衝撃緩衝材を入れる。前面は、金属ファスナー及びマジックテープで留め、左右側方及び胸部に蓋付きポケットを付ける。両袖、胸ポケット、裾及び背部に反射線を付ける。 |

| | | |
|-----|-------|---|
| ズボン | 色及び地質 | 上衣と同様とする。 |
| | 製式 | 長ズボンとし、內衣を設ける。左右側方に蓋付きポケット、左右裾口に反射線を付ける。取り外しが可能なサスペンダーを付ける。 |

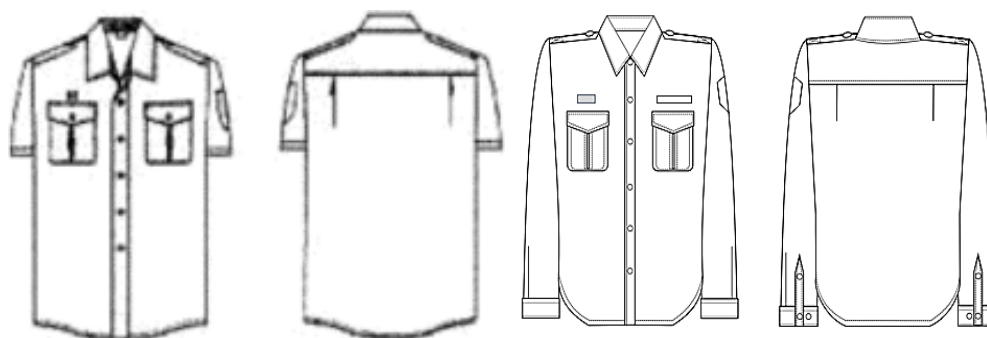
別表第3 安全ベルトの項を削る。

別表第9 第5図を次のように改める。

第5図 男子夏服上衣及び女子夏服上衣

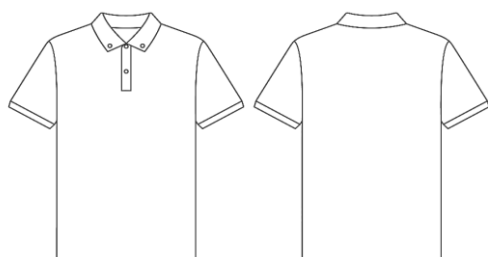
半袖

長袖



別表第9 中第11図を削り、第12図を第11図とし、第13図を第12図とし、第12図の次に次の1図を加える。

第13図 上略衣



別表第10 備考3(2)中「庁舎内における」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

消防団員の服制について、き章の着用を定める等のため改正する。

[内 容]

1 消防団員のき章の着用（第7条関係）

消防団員は、制服、盛夏衣及び活動衣を着用するときは、上衣の左腕上部にき章を付けることとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 6 号

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（昭和 4 1 年小田原市規則第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 1 項を加える。

2 消防団員は、制服（盛夏衣及び活動衣を含む。）を着用するときは、常に上衣の左腕上部に別に定めるき章を付けなければならない。

別表第 2 男性団員用制服の項中「右側後方」を「両側後方」に改め、同表第 6 図中「作業衣」を「活動衣」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。